

犬山市収入保険加入支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、農業者の経営安定化に資するため、収入保険に加入した農業者に対し交付する犬山市収入保険加入支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 収入保険 全国農業共済組合連合会事業規程（平成30年4月2日施行。以下「事業規程」という。）第3条第1項に規定する保険方式をいう。
- (2) 保険料 事業規程第11条第1項の規定により算出される被保険者が負担する保険料をいう。
- (3) 事務費 事業規程第13条の規定による事務費をいう。
- (4) 保険期間 事業規程第5条に規定する保険期間をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 収入保険に加入する者
- (2) 市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有する法人
- (3) 事業規程第4条に規定する保険資格者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 犬山市税条例（昭和29年条例第17号）第3条に規定する市税及び犬山市国民健康保険条例（昭和36年条例第19号）第7条に規定する国民健康保険税（以下「市税等」という。）を滞納している者

- (2) 犬山市暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、保険料及び事務費とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一の年度につき1回に限る。

（交付の申請及び請求）

第6条 補助金に係る規則第4条の申請及び規則第12条第3項の請求は、保険料及び事務費の額が決定した後速やかに、犬山市収入保険加入支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。この場合において、補助金の交付を申請しようとする者は、愛知県農業共済組合長に補助金の申請に係る一切の手続を委任するものとする。

- (1) 市税等の納付状況を確認することの承諾書
- (2) 暴力団排除に関する誓約書
- (3) 委任状
- (4) 収入保険証書の写し又は収入保険に加入していることを証明できる書類の写し
- (5) 加入者ごとの補助対象経費が確認できる明細一覧
- (6) 青色申告対象者である事を確認できる書類
- (7) その他市長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定）

第7条 補助金に係る規則第5条第1項の通知は、犬山市収入保険加入支援補助金交付決定通知書（様式第2）によるものとする。

（申請の取下げ）

第 8 条 前条の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から 10 日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第 9 条 市長は、交付決定者が規則及びこの要綱に違反した場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（委任）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 31 日から施行し、同年 4 月 1 日以後に締結される収入保険（保険期間の初日が同日以後のものに限る。）について適用する。

附 則

この要綱は、令和 12 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

様式第 1 （第 6 条関係）

犬山市収入保険加入支援補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

犬山市長

申請者 住 所
氏 名
連絡先

犬山市収入保険加入支援補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請及び請求します。なお、この申請において申請者の錯誤等により収入保険加入資格を失った場合等、本補助金の返還等命じられても異議は申立てません。

記

1 交付申請額 円

2 交付申請額の算出基礎

3 添付書類

- (1) 市税等の納付状況を確認することの承諾書
- (2) 暴力団排除に関する誓約書
- (3) 委任状
- (4) 収入保険証書の写し又は収入保険に加入していることを証明できる書類の写し

- (5) 加入者ごとの補助対象経費が確認できる明細一覧
- (6) 青色申告対象者である事を確認できる書類
- (7) その他市長が必要と認めるもの

4 補助金の振込先口座

金融機関名	銀 行								本店
	金 庫								支店
	農 協								出張所
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他 ()								
口座番号									
(フリガナ)									
口座名義人									

様式第2（第7条関係）

犬山市収入保険加入支援補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

犬山市長

㊟

年 月 日付けで申請があったこのことについて、犬山市収入保険加入支援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり通知します。

記

補助金の交付決定額 円

交付の条件

- 1 補助事業の内容を変更するときは、市長の承認を受けること。
- 2 補助事業を中止する場合は、市長の承認を受けること。
- 3 犬山市補助金等交付規則を遵守すること。

委任状

年 月 日

犬 山 市 長

委任者

住 所

氏 名

(法人にあってはその所在地、
名称及び代表者氏名)

私は、下記の者を代理人と定め、 年度犬山市収入保険加入支援補助金に係る申請に関する一切の権限を委任します。

記

代理人 所在地
名 称

令和 年 月 日

市税の納付状況を確認する承諾書

犬 山 市 長

住所

氏名

⑨

私が申請する犬山市収入保険加入支援補助金の審査に必要な資料として、市産業課職員が私の市税に関する納税状況を確認することについて承諾します。

暴力団排除に関する誓約書

犬山市収入保険加入支援補助金の申請にあたり、下記事項について誓約します。

記

1. 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（犬山市暴力団排除条例（平成24年条例第34号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）
 - (3) 暴力団及び暴力団員と密接な関係にある者
 - (4) 上記に掲げるもののいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役、監査役又はこれに準ずる者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

令和 年 月 日

犬 山 市 長

住所
氏名